

# 山梨県子ども食堂サポーター登録実施要綱

令和5年3月

## 1 趣旨

子ども食堂は、地域における子どもを中心にした支え合いの活動であり、今後、県内の子ども食堂の取り組みが活発にできるよう、山梨県が実施する所定の研修を修了した者のうち、希望者を「子ども食堂サポーター」として登録し、登録されたサポーターが子ども食堂に参画することで、子ども食堂の活動に携わることのできる人材の確保と、利用者に安心される子ども食堂を増やしていく。

## 2 対象者

現在子ども食堂でボランティアとして活動しているスタッフで、「山梨県子ども食堂サポーター研修」を受講した者

## 3 サポーター登録手続き

### (1) 登録資格

山梨県子ども食堂サポーター研修を修了した者のうち、子どもの最善の利益のために子ども食堂を支援することを宣誓した者

### (2) 登録事項

①住所 ②氏名 ③生年月日 ④年齢 ⑤連絡先電話番号 ⑥連絡先メールアドレス  
⑦活動している子ども食堂名

### (3) 登録申請

山梨県子ども食堂サポーター研修の研修修了証の写し及び別紙様式1「山梨県子ども食堂サポーター登録申請書」を山梨県子育て支援局子ども福祉課（以下、「県子ども福祉課」という。）あて提出する。

### (4) 登録決定

(3)の申請書提出を受け、山梨県知事が登録を行い、審査終了後1か月以内に別紙様式2「山梨県子ども食堂サポーター登録証」を送付する。

### (5) その他

#### ①登録事項の変更

山梨県子ども食堂サポーターとして登録した内容に変更が生じた場合、別紙様式3「山梨県子ども食堂サポーター登録変更届」を県子ども福祉課に送付する。

#### ②登録の辞退

山梨県子ども食堂サポーターとして登録した者が登録を辞退する場合、別紙様式4「山梨県子ども食堂サポーター登録辞退届」を県子ども福祉課に送付する。当該辞退届が到達次第、山梨県知事は速やかに登録を抹消する。

#### ③登録の取り消し

山梨県子ども食堂サポーターに登録された者が、サポーターとしてふさわしくないと山梨県が認めた場合は登録を取り消すことができる。

## 4 その他

本要綱に定めのない事項については、県子ども福祉課において別途定めることとする。